

○那須塩原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例

平成17年1月1日

条例第129号

改正 平成18年3月27日条例第14号

平成19年3月26日条例第19号

(題名改称)

平成20年3月26日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、その心身の健康の向上を図り、もってひとり親家庭の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ひとり親家庭の親と子」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した者又は離婚した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者及びこれに準ずる規則で定める者（以下「配偶者のない者」という。）であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している者及びその児童
- (2) 父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない者及びその児童
- (3) 父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない者以外の者及びその児童

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金等」とは、保険給付を受ける者が医療保険各法の規定により負担すべき額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）をいう。

5 この条例において「受給資格者」とは、市長が交付するひとり親家庭医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を有する者をいう。

6 この条例において「扶養義務者」とは、受給資格者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、その受給資格者と生計を同じくする者をいう。

（平 18 条例 14・平 19 条例 19・平 20 条例 15・一部改正）

（助成対象者）

第 3 条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、ひとり親家庭の親と子であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、次の各号のいずれかに該当する者のうち、受

給資格者証に助成対象者として記載されている者とする。ただし、前条第1項第3号に規定する配偶者のない者以外の者は、助成対象者から除く。

(1) 市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となる者

(3) 市の区域内に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者

(平18条例14・全改、平20条例15・一部改正)

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、受給資格者、助成対象者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。

(1) 受給資格者の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条又は第9条の2の規定による支給制限に該当するとき。

(2) 扶養義務者又は受給資格者の配偶者の所得が、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による支給制限に該当するとき。

(3) 助成対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）又はその他法令等により医療費の給付の全部を受けるとき。

(助成)

第5条 市長は、助成対象者が一部負担金等を支払った場合には、当該支払額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）に相当する額を助成する。

(平 1 9 条例 1 9 ・一部改正)

(助成の申請及び申請期間)

第 6 条 前条の助成は、申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して 1 年とする。

(助成金の返還)

第 7 条 市長は、偽りその他不正な行為により、第 5 条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の黒磯市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和 5 1 年黒磯市条例第 2 8 号）、西那須野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和 5 1 年西那須野町条例第 1 9 号）又は塩原町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和 5 1 年塩原町条例第 2 4 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 8 年 3 月 2 7 日条例第 1 4 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付にかかる助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月26日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月26日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付にかかる助成については、なお従前の例による。